

# 西会津町森林整備計画

(令和5年度変更)

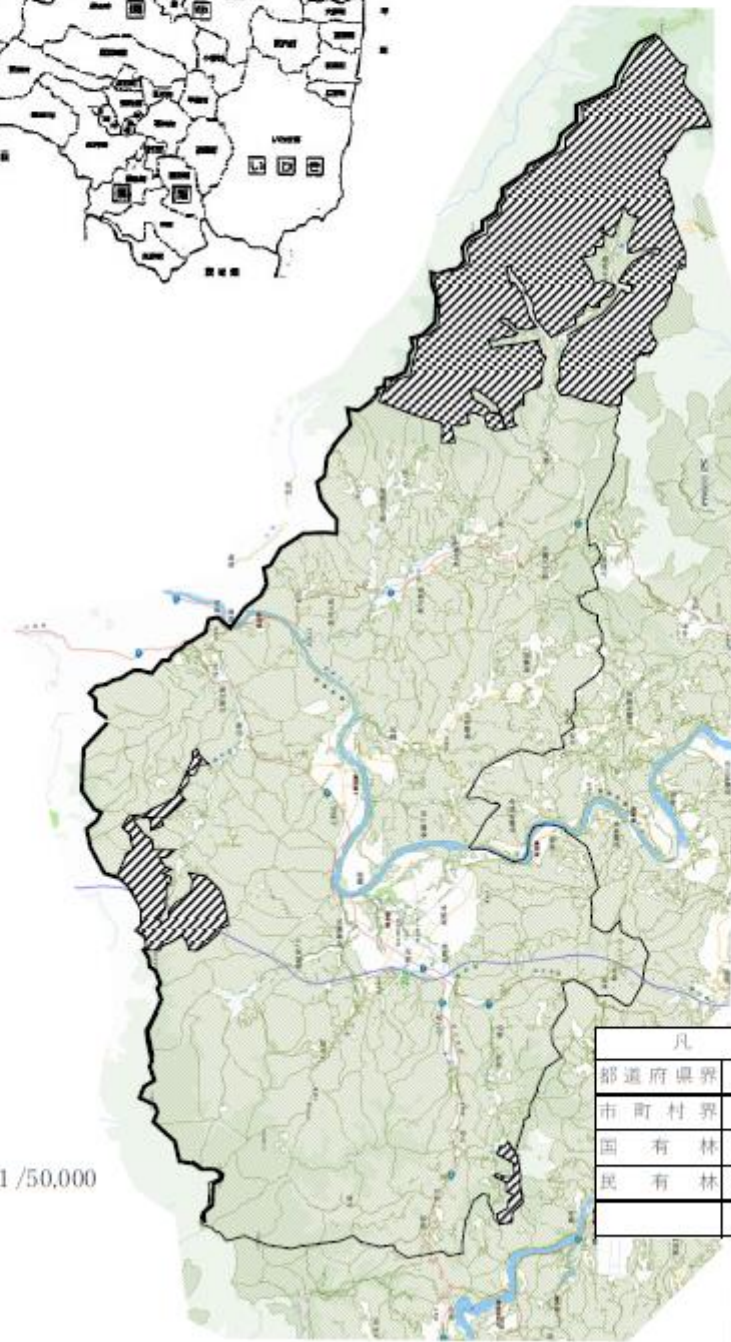
計画期間  
自 令和 4年 4月 1日  
至 令和14年 3月31日

福 島 県

西 会 津 町

# 森林整備市町村位置図

福島県市町村行政区域図



縮尺 1/50,000

凡 例	
都道府県界	——
市町村界	——
国有林	▨
民有林	▩

## 目 次

I 伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1 森林整備の現状と課題	5
2 森林整備の基本方針	5
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7
II 森林整備に関する事項	9
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	9
1 樹種別の立木の標準伐期齢	9
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	9
3 その他必要な事項	10
第2 造林に関する事項	10
1 人工造林に関する事項	10
2 天然更新に関する事項	11
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5 その他必要な事項	13
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2 保育の種類別の標準的な方法	14
3 その他必要な事項	15
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	17
3 その他必要な事項	17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5 その他必要な事項	18
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4 その他必要な事項	19
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19

2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
III	森林の保護に関する事項	24
第1	鳥獣害の防止に関する事項	24
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
2	その他必要な事項	24
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	24
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	24
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	24
3	林野火災の予防の方法	24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5	その他必要な事項	24
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	27
V	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	28
2	生活環境の整備に関する事項	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	28
4	森林の総合利用の推進に関する事項	29
5	住民参加による森林の整備に関する事項	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	30

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県の北西部、耶麻郡の西端に位置している。周囲は東に喜多方市、河沼郡会津坂下町、南に河沼郡柳津町、大沼郡金山町、北と西に新潟県東蒲原郡阿賀町と接している。総面積は29,818haという広大な面積を有しており、東西に17.55 km、南北に34.50 kmと南北に細長い。

地形は、北は福島県、山形県、新潟県の三県にまたがる飯豊連峰に接し、周囲を500m～1,000mの山岳に囲まれており、町の中央部を流れる阿賀川流域は盆地状をなし、比較的平坦でまとまった集落が形成されているが、他の大半は山あいの平坦丘陵地に散在している。

気候は日本海型に属し、夏は高温多湿であるが朝晩は涼しく、高温の期間も比較的短い。年間平均気温は11.3℃であり、平均最高気温は29.7℃、平均最低気温は-4.3℃である。初霜は10月下旬、終霜は5月中旬となっている。降雪期間は12月中旬から3月下旬までで平均降雪量は182 cm、平均降雪期間は120日、平均最大積雪量は96 cmであり、特別豪雪地帯の指定を受けている。また、年間総降水量は1,786 mmとなっている。

土地利用の状況は、本町の総面積29,818haのうち森林が25,407haと85%を占める典型的な山村地域であるが、急峻な山岳が多いうえに豪雪地帯であることなどから、森林資源に恵まれているにもかかわらず効率的な利用がなされていない現状にある。また、本町の森林資源は全体的に見て広葉樹が多いことから、林業生産額は他産業に比べて低い位置にある。利用形態は、農用地3%、山林原野85%、その他12%となっている。

自然公園には、磐梯朝日国立公園に指定されている飯豊山麓、阿賀川とその周辺が越後三山只見国立公園に指定されており、豊かな自然と美しい景観に恵まれた地域である。このほか、県自然環境保全地域として木地夜鷹山、安座が指定されている。また、保安林として水源かん養2,755.34ha、土砂流出防備1,713.78ha、土砂崩壊防備120.90ha、干害防備14.29ha、なだれ防止272.14ha、保健73.92ha、風致0.55ha、延べ4,950.92haが指定されている。

森林の保有形態は、民有林80.0%、国有林20.0%となっており、1戸あたりの保有山林面積は27.7haとなっている。

近年の国産材価格の低迷、林業従事者の高齢化に伴う林業の担い手確保を含め、林業の取り巻く環境は非常に厳しい現状にあり、林家の生産意欲を高める方策が期待されている。しかし、森林は木材資源の生産ばかりでなく、治山、治水、自然環境の保全などの国土保全のための多面的機能を有することから、自然保護に留意した施業と振興を図っていくことが重要である。

また、パイプハウス木質ボイラーを利用したきのこの菌床栽培等に取り組み、特用林産物の振興を図っている。

## 2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所在者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じて花粉症発生源対策を加速化する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推

進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、森林の有する公益的機能の発揮にも配慮するとともに、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を推進し、森林環境の回復を図るものとする。

本町では、平成21年2月に策定した「西会津町地域新エネルギービジョン」を踏まえ、木質エネルギーの地産地消を目指す「木質エネルギー地産地消計画」を作成した。新設の公共施設での木質ボイラーの採用、既設公共施設における設備更新時に石油系のボイラーから木質ボイラーへの代替促進、さらには需要創出と並行して木質資源の集積と燃料等に加工する供給システムの整備方針を掲げ、森林管理や温室効果ガス排出削減等の環境保全のみならず、衰退している町の経済を地域循環型にすることにより、環境と経済の好循環化を図るものとする。

## (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

### ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備された森林。

ダム集水区域や主要な河川の上流にある水源地周辺及び地域の用水源として重要なため池、遊水池および溪流等の周辺に位置する。

### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれのある場合など土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る。

### ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

町民の日常生活に密生な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和し、森林の所在する位置、気象条件等から見て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い。

### エ 保健・レクリエーション・文化(生物多様性保全含む)機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育に適した施設が整備されている森林。

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など属地的に機能の発揮が求められる森林。

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有し、キャンプ場や森林公園等の施設を伴うなど、町民の保健・教育的利用に適している。

### オ 木材等生産機能維持増進森林

材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。効果的な森林施業が可能である。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

主伐後は、早期の適切な方法により造林を行うこととし、災害等で被害があった箇所については、計画的な復旧を進めることとする。

人工林については、適切な林齢において、計画的かつ効率的な伐採を推進することを重点とする。また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めるものとする。

#### ア 水源涵養機能維持増進森林

- ・洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小および分散を図る。
- ・立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

- ・災害に強い土地を形成する観点から地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る施業を推進する。
- ・立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ・集落等に隣接する山地災害発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

#### ウ 快適環境形成機能維持増進森林

- ・地域の適切な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進する。
- ・快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

#### エ 保健・レクリエーション・文化(生物多様性保全含む)機能維持増進森林

- ・町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど、多様な森林整備を推進する。
- ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ・潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
- ・風致の保存のための保安林指定やその適切な管理を推進する。
- ・すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々に生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとする。また野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

#### オ 木材等生産機能維持増進森林

- ・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に提供する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効果的な整備を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町は豪雪地帯であり、地形も急峻で造林に適した箇所も少なく、人工林は民有林面積の 19.7%に留まっており、資源的にも充実しつつあるものの、その資源構成を見ると若齢級の森林が多いことから、保育・間伐等を積極的に進めることとする。

また、伐採時期を迎えつつある地域においては、伐採を共同で行うなど、伐採経費及び搬出経費の抑制を図る。

森林施業の合理化を推進するには、行政が所有する森林や境界の情報を最大限活用し、精度向上を図るとともに、森林組合などの林業事業者、会津流域林業活性化センター等と緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、国産材の産地体制及び流通加工における条件整備等の推進に努める。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。



## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
全域	45年	50年	45年	45年	55年	15年	65年	20年

(注)広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものをいう。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標を定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採(主伐)の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐…皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐…択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が原則として30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては原則として40%以下)の伐採とする。  
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の育成の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。
- カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する

事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

#### (1)人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、キリ、カラマツ

(注)定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の林務担当課等又は林業普及指導員に相談の上、適切な樹種の選定を行うものとする。

#### (2)人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	1,500~2,500	
キリ	500	
カラマツ	1,500~2,500	

(注1)複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2)上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

##### イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植え付けの方法について下表のとおり定めるものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<p>植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。</p> <p>また、植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈り払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</p> <p>傾斜角30°以上の傾斜地または積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</p>
植付けの方法	<p>植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取り除き30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</p> <p>凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入するものとする。</p> <p>多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植え又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付け地に適した方法によるものとする。</p>
植栽の時期	<p>春植えを行う場合は無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは、春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</p> <p>秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行うものとする。</p>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で皆伐については、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して概ね2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### (1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ミズナラ、コナラ等	

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数(立木度3)以上の本数(ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る)を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クスギ、ミズナラ、コナラ等	5年生で1haあたり10,000本以上を目安とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

原則として次のとおりとする。

区域	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図るものとする。
刈出し	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図るものとする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行うものとする
芽かき	ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。多雪地帯では、雪圧による被害等ぼう芽の自然淘汰が行われたと考えられる5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林(概ね15年生未満の林分)においては、現在の林分の本数と当該林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3(ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る)以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」(平成 24年 8月 16日付け 24 森第 905号)によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」

(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)において示されている設定例を基本とし、現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

## (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)の③に基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

## 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ha 当たり概ね 10,000 本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね 3000 本以上とする。

## 5 その他必要な事項

(1) 優良種苗の安定供給

マツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し成長に係る特性が特に優れている特定母樹等から生産した特定苗木の供給を推進する。

(2) スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉対策に資するスギ苗木の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努める。

(3) 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

(4) 森林の再生

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図る。また、きのご原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進する。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

原則として次のとおりとする。

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
		初 回	2 回	3 回		
スギ	2,500	16	28	35	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。</p> <p>間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、目安に行うこと。</p> <p>施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。</p>	

「間伐とは林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になること)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にできると認められる範囲内で行う。」

## 2 保育の種類別の標準的な方法

原則として次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15				
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								<p>雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。</p>	



別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

地 域	樹 種							
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	ク ヌ ギ	広 葉 樹 (用材)	広 葉 樹 (その他)
水源涵養機能維持増進森林	55年	60年	55年	55年	65年	25年	75年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とするものとし、下表のとおりとする。

地 域	樹 種							
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	ク ヌ ギ	広 葉 樹 (用材)	広 葉 樹 (その他)
長伐期施業を推進すべき森林	90年	100年	90年	90年	110年	30年	130年	40年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が



薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等

なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、別に定める長伐期施業を標準とする。

②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

別表1のとおり。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後に植栽による更新を行う。

## 3 その他必要な事項

特になし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

### 2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林 GIS の効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は、経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

#### 5 その他必要な事項

特になし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の受委託を推進するために、推進策立案に町農林振興審議会、推進母体は森林組合が当たるものとし、推進委員に森林組合連絡員を充てる。

施業を受託する事業体としては、森林組合、振興公社等が考えられるが、事業内容を考慮し森林組合に委ねる。

地域懇談会の開催や施業実施協定締結の推進については、町を窓口とし、この推進については林業関係機関団体が共同して取り組むものとする。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林の施業に当たっては、森林の持つ多面的機能を十分に活かす必要があり、共同化を促進するための手立てとして、施業実施協定の締結や地域懇談会での広報活動などによる啓発を行う。また、森林整備地域活動支援交付金事業等を有効に活用し、森林経営計画作成を促進するための活動に取り組むこととする。

不在町森林所有者の森林施業については、受委託による施業や分収林制度の活用を促進し、呼びかけについては縁故者等を通して行う。

また、町には入会林野の整備により設立された複数の「生産森林組合」があり、森林経営面積は平均して約 40ha と零細である。組合本来の施業がなされていない現状から、今後種々の問題点を処理し、既存の生産森林組合の組織強化を図るとともに、山村地域での共同化を推進する。

以上のことを踏まえ、森林の所有状況、森林施業の実施状況、林道等路網の整備状況を勘案し下記の箇所を森林施業の共同化の重点的实施地区として推進する。

#### ○ 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	対図面番号
西会津町	町内全域(地域森林計画対象地域)	20,250	
計		20,250	

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意すべき事項等について、1及び2との整合性を図りつつ、以下を踏まえて施業計画に記載するものとする。

- ①共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと
- ②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等を共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと
- ③共同施業実施の一部の者が①または②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、予め施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと

### 4 その他必要な事項

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	23以上	62以上	85以上
	架線系	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	16以上	44 (34) 以上	60 (50) 以上
	架線系	16以上	4 (0) 以上	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上	—	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の( ) 書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)については以下のとおり。

路網整備地区推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
奥川大字元島字杉山	35	杉山前佛	1,710	20	

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める「林業指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

##### イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班)	開設 路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考 (路線番号)
開設	自動 車道	林道	群岡	岩井沢櫓ノ木平	669	497	○	1	その他 2194
		林業 専用道	奥川	杉山前佛	870	35	○	2	その他 24367
			計 2		1,539				
開設 (改築)	自動 車道	林道	下谷	小杉山	2,800	233	(79)	3	その他 3108
			奥川	小綱木呼賀	4,574	293		4	その他 2045
			計 2		7,374				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	奥川	大出戸	140 2	214		5	3112 法面保全 2
			睦合	漆窪縄沢	300 1	634		6	2193 法面保全 1
			奥川	白牧	460 3	<31> 331		7	3110 局部改良 2 法面保全 1
			睦合	泥浮山	350 6	513		8	2040 雪崩防止 3 局部改良 1 法面保全 2
			下谷	小杉山	180 2	(79) 233		9	3108 法面保全 2
			下谷	三百刈	20 1	68		10	4722 局部改良 1

			野沢	安座	100 1	745		11	1003 局部改良 1
			睦合	漆窪	100 1	148		12	12197 法面保全 1
			群岡	宝川水沢	100 1	173		13	4736 法面保全 1
			野沢	大山美坂高原	100 2	<13> 2,130		14	1024 法面保全 2
				計 10	1,850 20				
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	群岡	宝川水沢	1,195	173		15	4736
			奥川	小綱木呼賀	850	<13> 293		16	2045
			奥川	白牧	2,400	<31> 331		17	3110
			奥川	塩	400	99		18	4447
			奥川	松峯	800	51		19	4448
			睦合	漆窪縄沢	2,000	634		20	2193
				計 6	7,645				

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数で記載。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業(路網整備事業)事務取扱要領(平成27年2月20日付け26森第3529号)」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領(平成28年5月9日付け28森第236号)」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

#### 4 その他必要な事項

特になし

#### 第8 その他必要な事項

##### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林業関係事業所は、桐製材店に見られる家内工場的な事業所が多いことから、雇用関係の明確化や社会保険の加入を積極的に促進するなどの改善を図る。

また、事業者と従業者が一体となった安全衛生意識の向上を図るとともに、作業現場での安全指導

や職場環境の整備などを促進する。

林業従事者の技術指導や技能取得などの人材の養成については、近隣市町村共同での実施を呼びかけるものとする。

本町の林業経営は小規模な森林所有者が多く、後継者及び中核となるリーダーが不足しているのが現状である。このような団体を核として林業アカデミーふくしまの積極的な利用を図りながら林業従事者の養成と確保に努める。また「緑の雇用」現場技能者育成推進事業を活用して、新規就労者等若年層の雇用を確保し、技術指導などの研修を実施して現場技能者や作業機械等のオペレーターの養成を行うこととする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林は急峻な山岳が多いことや主たる林業従事者の年齢構成などから、森林施業に用いられる機械器具はチェーンソー、刈払い機、枝打ち用機器のほか、旧来から唐鋏、スコップ、梯子、鋸のままである。しかし、近年は作業道の整備や森林施業の受委託が行われるようになって、林業機械に対する知識が高まってきている。とりわけ地域の実態に機能しうる林業機械の導入促進を検討するものとし、当面はモデル事業主体を森林組合として、これら林業機械の作業効率を確認しながら普及を図るものとする。

また、生産性の向上や低コスト林業を推進するため、高性能林業機械や地域の実態に即した改良在来型の機種を導入することで、労働力の軽減を図る。

### (1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	町内全域 (急傾斜)	チェーンソー 集材機	チェーンソー 集材機 プロセッサ
	町内全域 (緩傾斜)	ホイール付きトラクタ グラップルクレーン 林内運搬車 クレーン付きトラック	ハーベスタ ホイール付きトラクタ グラップルクレーン 林内運搬車 クレーン付きトラック
造林 保育等	地拵え、枝 打	人力、刈払い機、木登器 枝打ち鋸、自動枝打ち機	人力、刈払い機、枝打ち鋸、自動枝打ち機

注 1 作業の種類欄には、必要に応じて伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、作業機械名を記載する。

### (2) 放射能物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を増進するものとする。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町には製材業と桐材店があり、製材業の営業形態は会社組織で、スギ、マツを主とした建築用材を多く製造し販売している。今後は、生産者と製材所間との調整を図り、安定した供給がなされるよう計画的な生産活動を促進する。

桐材店はすべて個人経営で、家族労働で賄われており、桐下駄としての販売のほか、素材のまま町外に販売されている現状である。本町では桐の里として伝統産業を復活させるため、会津キリ振興連絡協議会の構成員となり、連携して取組を行っている。

特用林産物については、菌茸類の生産を振興しており、菌床シイタケ、菌床キクラゲの産地化を目指している。菌床菌茸類の生産は、生産者が組織した農事組合法人「会津きのこ工房」に加え、株式会社「きのこ屋」、異業種から参入した「富士ソフト企画」株式会社の3法人が生産を行っており、生産規模は年々拡大している。町では、引き続き、菌床栽培用パイプハウス等のリースなど、生産者に対する支援を行っていく。

木炭については、後継者の育成を図りながら、新たな需要を開拓するなど、販路の拡大に努める。

#### 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対 図 番 号	位 置	規 模	対 図 番 号	
販売施設	耶麻郡 西会津 町野沢 字下條 乙	総面積 14,215 ㎡	△ 1	該当なし			道の駅に しあいづ

注1 施設の種類の欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等、流通施設については、原木市場、貯木場等、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。

2 位置欄には、集落名を記載する。

3 規模欄には、年間生産量等を記載する。

4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

特になし

##### 2 その他必要な事項

特になし

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表4のとおり。

###### (2) その他

特になし

##### 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

##### 3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

##### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条第2項に掲げるいずれかの目的により、町区域内の森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地で火入れを行う際は、「西会津町火入れに関する条例」の規定に従い、事前に町長の許可を受けるとともに地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、延焼等の防止に努めていくものとする。

##### 5 その他必要な事項

###### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)



地 区	森林の区域・区分	
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林
西会津町	192林班(9) 197林班(58,111) 198林班(11)	3林班(22,24,81,108,121,122,132) 4林班(24,31) 5林班(1,2,4,12,14,20,21,22,53,95,102) 40林班(16,49,133,192,302,341-346) 44林班(52,53) 45林班(52-1,52-2,125,169) 46林班(12,20,28,42,43,57,69,71,83,101,107,108) 47林班(14,74,75) 51林班(8) 52林班(15,16,18,19,20,21,23,56,134,135,136) 54林班(89,144) 57林班(60,64,67,88,100,136) 59林班(13) 62林班(46,48) 63林班(184) 64林班(28,30) 75林班(1,8,9,10,11,12,54,61,63,294) 76林班(3,54) 77林班(71,72,75,76,102,108,122,135,150,153) 116林班(4) 120林班(32) 124林班(48,61,76,77) 126林班(12,31) 135林班(2,9,24,35,40,240) 138林班(20) 139林班(3-2,3-3) 140林班(6,30,42) 141林班(113,155,215) 142林班(117,136) 143林班(106,112,118,119,120) 151林班(73) 158林班(4,63,77) 163林班(225,292,295,340,352,360)

		,413) 164林班(70,71,97,111,112,163,176) 174林班(87) 175林班(21) 178林班(148) 179林班(58,66,77,96,108) 180林班(8,10,21,24,55,58,65,69,70,93,161) 181林班(4,7,8,14) 184林班(14,17) 185林班(16,42,56) 186林班(10,15,33,37)	
--	--	---	--

注)病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、町長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

## (2)その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位 置	林 小 班	合 計	人 工 林	天 然 林	無立木地	竹 林	そ の 他	
四岐	123林班	4.15	0	4.15	0	0	0	
西平	124林班	17.10	3.31	13.78	0.01	0	0	
大久保	132林班 135林班	97.61	1.21	96.40	0	0	0	
安座	153林班 154林班 155林班 156林班 158林班	321.20	10.36	122.20	0	0	188.64	更新困難地

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
造林	Ⅱの第2第1項及び第2項に基づき実施するものとする。
保育	Ⅱの第3第2項に基づき実施するものとする。
伐採(主伐)	Ⅱの第1に基づき実施するものとする。
伐採(間伐)	Ⅱの第3第1項に基づき実施するものとする。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該当なし

#### (2) 立木の期待平均樹高

樹 高	期待平均樹高 (m)	備 考
該当なし		

### 4 その他必要な事項

特になし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 路網整備の状況その他の地域実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
元島・高陽根	1-20	1,648.02
飯里・豊島・大綱木	21-23,40-56	1,497.61
飯沢・飯根	24-39	1,622.83
新郷	57-81	2,302.92
登世島・尾野本・睦合・東松	82-101	2,256.30
下谷	102-117	2,332.92
野沢(中野・大久保)	118-139,144,150-153	2,817.16
野沢(安座・堀越)	140-143,145-149,154-158	1,648.61
上野尻・群岡	159-169	907.31
屋敷	170-179,203	1,020.89
宝坂	180-202,204-211	1,958.50

#### (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者が、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

### 2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

注1 施設の種類には、集落広場、用排水施設、健康増進施設等、その他名称を記載する。

2 対図番号欄に1から一連の番号を記載する。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町は古くから「会津桐」の生産地であり、町の木にも指定している。多くの桐が植栽されているが、販路が確立されておらず、伐採、再造林の取り組みが進んでいない現状にある。既存の販路だけでは販売額の増加は見込めないことから、会津キリ振興連絡協議会と連携して新たな需要の創出とキリ生産者の育成を図り、普及促進に努める。

また、今後は専門知識者の指導のもと病害虫防除などの適正な管理に努め、生産技術の向上に向けた取り組みを行うものとする。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状(参考)		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
森林活用交流促進施設 (オートキャンプ場)	登 世 島 (狐田)	◇ 1	該当なし		

注1 施設の種類には、「〇〇の森」というような大枠な施設の名称を記載する。

2 位置欄には、集落名等を記載するとともに、必要に応じて市町村森林整備計画概要図に図示する。

3 規模欄には、2の全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場等の具体的施設名とその規模を記載する。

4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

山村と都市との交流による地域活性化を図る目的から、森林活用交流促進施設(オートキャンプ場)を拠点に林業体験教室や森林ボランティア活動などを実施し、森林環境を活用した交流事業を推進する。

森林活用交流促進施設内に森林環境交付金を活用して生きてる木を土台(基礎)とした建造物「ツリーハウス」を製作しており、親子で豊かな自然や森林に親しむことができるとともに、都市からの交流人口の受け入れ施設として活用し、都市部との交流を図っていく。

##### (2) 上下連携による取組に関する事項

民間の素材生産業者は、多様な販売ルートで流通させており、地域材の産地化・ブランド化を進めるためには、集約化とシステム構築が必要である。

地域内には、会津共販所(会津若松市)があるが、本町から距離的に遠いことが課題である。平成28年には、三島町に分所が設置され、近隣の町村と連携することで集約化が期待される。

加工面においては、プレカットなど工業製品としての規格が求められており、建築様式の多様化が進むなかでの対応が必要である。

以上のことを踏まえ、周辺自治体や森林組合等と連携して積極的に取り組むこととする。

##### (3) その他

特になし。

#### 6 森林経営管理制度に基づき事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

注 必要に応じて、付属資料の西会津町森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

## 7 その他必要な事項

### (1) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施する。

### (2) 小中学校での森林環境学習及び学校林の運営について

森林環境交付金を活用して町内小中学校の児童生徒を対象とした林業体験や自然観察会など森林環境学習を教育課程に盛り込み、学校と連携を図りながら、児童生徒の学習カリキュラムを実施していく。

また、本町には学校教育基金のための学校林が約 14ha ある。平成 24 年度より町内 5 校の小学校が統合し、「西会津小学校」が新設された。当時、野沢小学校のみ結成されていたみどりの少年団が西会津小学校に結成されたことにより、町内の小学児童全体が緑に親しみ守り育てる活動を通じて、森林・林業についての理解を深める活動を行うことが可能となった。現在は、植樹活動等が主な活動となっており、今後も継続して活動していく。

### (3) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故への対応について

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から放射性物質が放出されるという事故が勃発した。このことにより県内の森林が放射性物質で汚染され、中・浜通りや会津地方の一部で野生きのこの出荷が制限されるなどの影響が現れている。

本町においても、放射性物質による汚染状況を把握するとともに、木材や特用林産物等に与える影響について、森林組合や生産者、研究機関等と連携を図りながら対策を講じていくこととする。また林内作業の際、粉じん等による内部被ばくのため従事者の健康に悪影響を与える可能性があることから、今後の研究成果を踏まえながら作業の安全性について考慮していく。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面積(ha)
水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	26-40,61,62,67,68,70,76,78-81,97,103,106 10,117,123,126-138,140,141,145-162,164 5,167,170,171,177,178,180-184,188-211	10,099.81
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能 <sup>雄</sup> の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 小班 1 (60,61,67-81,86,87) 3 (38,39,44,46-49,52-54,65-75,77,93,98) 4 (45,67-70,72,74,77,96,103,105,107,109,111,113,115-117,122,124,125,127) 5 (40-44,65-73,76-78,81-83,86,87,93,96,97) 6 (1-6,18) 7 (6,10,13,15,17,36,41,43,45) 8 (41,43-45) 12 (50-55) 15 (65,68-70,72,103,105,106,107,109,110,113,115-117) 16 (65,84-94) 20 (23,25) 27 (13,51,53,55,57,59,61,64,70,71,77,79-81,84,93,94,98-100,103-106) 28 (61,91-94) 32 (83) 36 (26-30,62,64,66,67) 38 (7-10,16-18) 39 (15,16) 41 (10,29,78-92) 42 (91-93,97,98,101,139,140) 44 (11) 45 (95,107,108,141,142) 47 (7-9,26,27,61-64,76-81,84,85,92) 53 (11,12) 55 (29-31,38,44) 56 (75-77) 58 (117) 61 (1-6,22,24-26,28-48,51-57,85) 65 (43,44-48,59-63) 66 (41,43,44,82-84)	1,220.72

	71 (63,66,67,91,156,158,159,161,162,165 167,170,172,173,176,177,179,180, 182-184)	
	72 (6-11,19,20,23-30,180,181,206,217)	
	73 (119-129,145,149-154)	
	79 (35,51,52,195-203)	
	85 (2-5,85,86,93-95,98,99,102,107,292, 294,296,299,302,303,305,307, 309-313,315,319,322,326-328,330, 332,334,336,338,340,341,344,346, 348,352,356)	
	88 (4-6,9-11,14-17,24-27,77,86-88)	
	94 (91-98,102)	
	99 (70,71,86-90,92,106,107,171-174)	
	100 (97)	
	106 (476,477)	
	107 (253-256,318,319,321,322,347,348, 349,447-449)	
	108 (12-20,39,104)	
	111 (167,168)	
	119 (48,57,59,61-67)	
	121 (29-32)	
	122 (5,6,75-77,92-98)	
	123 (8,9,11,14,16,20,25-40,43,44,46,48, 50,51,54)	
	124 (70)	
	128 (7,8)	
	135 (19,22,23,27)	
	136 (6,23,48,51,52,60,61)	
	137 (4-9,14,19-27,29,30,33,35,37,39)	
	147 (46,47,84,85,89-91)	
	148 (9-15,19,20)	
	152 (2,3)	
	155 (2,3,7,8,28,31-36,38-41,93)	
	156 (18,19)	
	185 (21)	
	188 (19-29)	
	189 (33,47,48)	
	192 (12)	
	193 (5,6,10,20-28,43,45)	
	194 (168,183,184)	



区 分	森 林 の 区 域	面積(ha)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 小班 123 (61-65) 124 (19,22-28,32-34,37,38,40,41,45-47 58-60,62-66) 132 (6-8,10,11) 135 (145-162,171,172,179-182) 153 (7-11,13-16) 154 (1,4,5) 155 (9-19,35,36,94-99,101) 156 (14,15) 158 (3-7,153)	439.93
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-29,32-109,111-127,129,135-149,151,152 155,159-169,171-211	17,805.98
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法	森 林 の 区 域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	林班 小班 26 (1-17,19-47,49-52) 27 (1-9,11,12,14-36,38-50,52,54,56,58, 60,62,63,65-69,72-76,78,82,83, 86-92,95-97,101,102,107-118) 28 (1,5-7,10,11,14,18-28,30-32,34-38, 40,43,44,47,48,51,52,54-60,62-85, 88-90,122,128,130,131) 29 (1-21) 30 (1-51,53) 31 (1-15,17-29,31-43,45-48,50,51,53, 54,56-65,67-77,79,85-87,89-101) 32 (1-23,25,27,31,32,34-38,41-43, 45-57,61-63,65-68,70,73-79,82, 84-88,91-98,103,106-119,121-123) 33 (1-8) 34 (1-44,46-49,51-70,72-80,82-84, 86-91,94,95,98-100,102-111, 113-116,119-125,129-132) 35 (1-15,17-21,23-25,27-29,31,36, 38-46,54-61,69-81,83-86,88-91) 36 (1-25,31-44,46-61,63,65,68,70-73, 75,76,78,79,81-83) 37 (1-17,19-34,39-42,44-46,50-70) 38 (1,2,4-6,11-15,19-35,37-55,58,59, 62-93) 39 (1,6-14,17-33,37-42,45,46,49,54, 56-58,60-62,64-69,71-73,76-99, 101-140,144-152,155-157,159-161) 40 (1-18,20-22,24-28,30-60,62-69, 71-80,82,88-91,94-102,104,105, 107-110,112-125,127,128,132-135, 139-149,153,154,156-161,164-168, 170,172-186,188-195,200,202-208, 210-318,320-338,341-370,376, 380-385,393-396) 61 (7-21,23,27,49,50,59-84,86-119, 121-158,160-172,174-185,189-234) 62 (1-19,22-59) 67 (1-3,7-17,21-64,67-89,91,94,95,	9,151.95

	<p>102-115,117-124,126,127,129-144,  147-155,159-188,190-197,199-208,  211-229,232-236,238,242-253,  255-260,262-264,266-277,280-283,  288-293,295-300,303-305,307,  309-320,322,325-335)</p> <p>68 (1-52,54,56-65,67-75,77-82,84-98,  102-171,177-179,181-188,190-196,  198,199)</p> <p>70 (1-48,50-62,76-84)</p> <p>76 (1-4,15,17,24-26,28-33,36-49,  52-98)</p> <p>78 (1-39,41-72,75,78)</p> <p>79 (1-24,26-34,36-38,40-50,53-61,  64-159,161-185,187-194,204-225)</p> <p>80 (1-37,40-44,46-49,51-56,58-66,  68-79,81-99,103-136,138-143,150,  151,154-165,168,170-184,187,188,  190-193,195-202,206,209-228,  230-233,236-242,244-246,248-261,  263-270,273-287,290,291,293-327,  329-334,336-348,350-355,357-361,  363-367,370-378,380,381)</p> <p>81 (1-29,31-36,45-51,55-73,75-80,82,  84-88,90,91,96-121,123-127,129,  131,135-144,146-159,161-183,185,  187-193,195,196,199-231)</p> <p>97 (1-10,13-51,53-81,85-99,102-115,  117-120)</p> <p>103 (1-60,92-126,128-143,145-202,  205-212,214-216,218-231,233-239)</p> <p>106 (1,16-25,41-200,202-211,214-232,  234,235,239,240,243-247,250-254,  256-258,260-265,267-273,288-292,  296,307,308,310,313-320,324-373,  375,377-422,425-475,478-490,  492-500,502-509,511,513-542,  544-590,595-614,616,623,625-627,  629-634,636-642,644,645,647,  651-656,658-681,683-700,702-727,  729,730,732-739,741-767,769-800,  803-827,829-835,837-843,846-864,  866)</p> <p>110 (1-6)</p>	
--	--	--

	117 (1-33,35-38,40-54,57-66,72-94, 98-104)	
	123 (1-3,5-7,10,12,13,15,17-19,21-24, 41,42,45,47,49,52,55-58,60)	
	126 (1-28,31-34)	
	127 (2,3,5-8,10-13,15-22,24-64,66-82, 84-89,91-100,102-104,106-109, 112-119,121,123-132,134-154)	
	128 (1,3-6)	
	129 (1,2,4,11-29,31-39,41-48,50,51, 53-79,81-83,86-90)	
	130 (2-5,7-10,12-14,16)	
	131 (1-12)	
	132 (1-5,9)	
	133 (1-10,12,14,16-18,23,25,27-30,33, 37-39,41,43-45)	
	134 (1-25,27-29,31-44,47-51,54-78)	
	135 (1-6,8-13,15,20,21,24-26,28-33, 35-67,70-81,85-87,89-98,104,106, 107,109,110,113,114,116,117,120, 127,132-135,137,139,141,143,144, 173-177,183,185-192,194,195, 197-199,202,205-214,216,222, 225-233,237-243,245,247,249, 251-260,262)	
	136 (1-5,7,9,10,13-22,25-27,30,33,34, 36-43,45-47,49,50,53-56,58,59, 62-64,66-72,74-79,82-90,92,94, 96-100,103-111,113,115-119, 121-138,140,141)	
	137 (1-3,10-13,15-18,28,31,32,34,36,38, 40-45,47,49-57)	
	138 (1-23)	
	140 (1-3,5-9,13,14,20-39,42-46)	
	141 (2,4,5-9,11,12,15-18,20,21,23,24,27, 28,30,32,34,38-46,49,52-69,74,75, 77-79,81,82,85-94,96,98-100, 105-109,111-123,126-137,139-142, 144-152,155,156,162-168,170-180, 182,183,185,186,188-194,197,198, 200,201,203-206,208-222)	
	145 (1-5,7-24,27-29,33-47,58-60,64-78, 81,83,84,87,88,90,92-109,112)	
	146 (1,2,6-9,18-20,22,25,26,28,29,	

	<p>31-34,36,37,39-44,46-54,56-58, 60-65,68-101,103-111)</p> <p>147 (5-18,20,22,24,25,27,28,31,35,41,42, 44,49-61,63-83,86-88,92-100,102, 103,105-127)</p> <p>148 (1-8,16-18,21)</p> <p>149 (1-7)</p> <p>150 (1,2,5,13,14,16-18,25-27,32-46, 50-58,61-75,77-79,81-92,94-98, 100-102,105,107,109-115,117-123, 126,128-134,142-149,152,153, 156-161,163,164,166-170,172-189, 192-199,201-208)</p> <p>151 (1,2,7,10-13,15,19-21,24-28,30-38, 43-45,48-53,55-73,75-114)</p> <p>152 (1,4-17)</p> <p>153 (1-6,12)</p> <p>154 (2,3,6)</p> <p>155 (1,4-6,20-27,29,30,37,42-50,52, 54-58,60-67,69-74,76,78,80,81,83, 87,89-92,100,102-109)</p> <p>156 (1-3,5-7,9,11-13,16,17)</p> <p>157 (1-4,6-21,23-25,27-29,33-36,38, 44-46,49-53,55-57,59-61,63-65,69, 75,77,78,82-84,86,87,89-112)</p> <p>158 (1,2,8-11,13-16,18-22,24-26,28-33, 35-41,43-45,53-56,58,63,65-68, 70-72,75-77,80,83,84,87-92,94,96, 99,103,105-109,114-117,120, 123-127,134,136-143,145-152, 154-161)</p> <p>159 (1,2,8-10,13-15,19-37,40-46,51,52, 55-61,63,64,66-69,71-73,75-98, 100-103,105,106,111-114,116,117, 120,122-126,128-130,132,134-136, 138-142,145,146,148,149,151-153, 155,157,160-164,167-170,173-175, 177-210,212,216-220,222,227-235, 239,242,244,247,249-251,254-260, 264,266,270,273,274,277,278,280, 287-295)</p> <p>160 (1-3,8-12,19,23,25,28-38,40,42,44, 46,50-61,64-72,75,77,80,82,85, 87-92,96-112,114,115,117,120,122,</p>	
--	--	--

	<p>124-129,131,133,134,136,137,  143-147,151,154-156,159-162,165,  167-170,172,178,180,186,189-191,  193,195,197-201)</p>	
161	<p>(1-58,60-62,64,65,67-79,81-84,  86-96,98-100,102,104,108,110,113,  115,116,118-121,123,124,128-142,  144,147-154,157-159,161,163-166,  170,171,175-179,181,182,184,185,  188-190,192,195,200-205,208-211,  213-218,220-235,237-245,249-273,  275-289)</p>	
162	<p>(1,2,7,11,12,15-21,23,24,27,30-34,  36-45,49,53-55,57-59,63,66-68,  70-77,79,80,82,83,85-88,91-98,  101-103,105-107,109,110,112,117,  119-122,124-126,128,130,131,  134-136,141-145,147,149-153,  155-157,159-161,163,173,177,180,  182-187,191-194,196-202,204-212,  214-225,227,229-232,235-237,  239-245,247-250,252-258,262-266,  268,269,272,274-280,282,283,  285-288,291,293-295,298,300,301,  305,306,308-318,320,323-325,  327-336,338,340,342-356,360-363,  366,368-370,372,375-393,395-411)</p>	
164	<p>(1-5,9-11,13-18,20,21,23-26,28-32,  34-46,54-62,64,65,68-80,82-90,  97-107,109,111-114,116,117,  119-122,126-129,131,133,134,  136-142,145,147-154,156,158-161,  163,164,166-172,174-185,189-192,  201-208,210,212,214-221,223,224,  226-245,247-252,260,262-274,276,  278-283,290,291,293-295,297,298,  300-305,307-313,315-319,321-327  ,329-344)</p>	
165	<p>(1-9,11-14,18,20,22,26,28,30-33,  35-42,44-47,49-53,57-78,82,86,  88,89,92,93,95-126,128-130,  132-140,142,144,145,148,149,  151-156,160,161,164,165,167,168,  171,174-191)</p>	

	<p>167 (1-26,28,30,32-46,49,50,52-55, 57-60,63,65-67,69-75,77-89,92-94, 96-116,118-139,141-155,157-165, 167-169,171,172,174-178,181-185, 187,189,193,195-197,200-205, 208-211,213-218,220-240,242, 244-250,252-254,257,258,260-276, 278-285,287-291,296-302,304-338)</p> <p>170 (1-26)</p> <p>171 (1-7,9-11,13,14,16-20,22,24)</p> <p>177 (1-4,7-9,11-26)</p> <p>178 (1,2,4,6-22,24-27,29-33,35-38, 40-46,48-63,74,75,77,78,89,122,123, 144-150,158-162,166,167,174,178, 180-193)</p> <p>180 (1,2,5-18,20,22-28,31,32,34-46,48, 50-55,57-62,64-66,69-72,75-78, 81-109,111-123,125,129-137,140, 141,151,153-156,158,161,163-176)</p> <p>181 (1-26,29-32,34-38)</p> <p>182 (2,5,6,8-11,13,16-24,26-36,39-61, 65)</p> <p>183 (1-4)</p> <p>184 (1-31,33,35,36)</p> <p>188 (1-18,30,32,33,40-43,54)</p> <p>189 (1,3,4,6-11,13-17,19,21-23,25-32, 34-46,49-53,56-63,65-68,79-88, 90-109,112-130)</p> <p>190 (1-22)</p> <p>191 (1-23,25-45,49-59,61-63,65-93, 95-104,107-121,123-131,133)</p> <p>192 (1-11,13-17)</p> <p>193 (1-4,7-9,11-19,29-42,44,46-51)</p> <p>194 (1-4,6-15,17-29,31-35,37-42,44,45, 47-49,51-53,55-66,68-74,76,78-81, 83-85,90,91,93-115,118-146, 148-156,159-167,169-182)</p> <p>195 (1-23,25-30,33,35,37,39,42-52,55-6 9,71,73-75,77-88,90-98)</p> <p>196 (1-3,5-9)</p> <p>197 (1-5,8,10-12,13-15,17,19,20,22-29, 31-35,37,38,40,45,47-49,53-65,67,6 8,71-77,85-92,94,99,101-113,115,11 6,118-124,126-132)</p>	
--	---	--

	198 (1,3,4,7-19,21-24) 199 (1,3,4-20,22-24) 200 (1,2) 201 (1,2) 202 (1-3) 203 (1-6) 204 (1,2) 205 (1-6) 206 (1-3) 207 (1-7) 208 (1-4) 209 (1,5,9,11) 210 (1-3.5,7,9) 211 (1,3,4,6-8)	
長伐期施業を推進すべき森林	林班 小班 1 (60-61,67-81,86,87) 3 (38,39,44,46-49,52-54,65-75,77,93, 98) 4 (45,67-70,72,74,77,96,103,105,107, 109,111,113,115-117,122,124,125, 127) 5 (40-44,65-73,76-78,81-83,86,87,93, 96,97) 6 (1-6,18) 7 (6,10,13,15,17,36,41,43,45) 8 (41,43-45) 12 (50-55) 15 (65,68-70,72,103,105-107,109,110, 113,115-117) 16 (65,84-94) 20 (23,25) 27 (13,51,53,55,57,59,61,64,70,71,77, 79-81,84,93,94,98-100,103-106) 28 (61,91-94) 32 (83) 36 (26-30,62,64,66,67) 38 (7-10,16-18) 39 (15,16) 41 (10,29,78-92) 42 (91-93,97,98,101,139,140) 44 (11) 45 (95,107,108,141,142) 47 (7-9,26,27,61-64,76-81,84,85,92) 53 (11,12)	1,660.47



	55 (29-31,38,44)	
	56 (75-77)	
	58 (117)	
	61 (1-6,22,24-26,28-48,51-57,85)	
	65 (43-48,59-63)	
	66 (41,43,44,82-84)	
	71 (63,66,67,91,156,158,159,161,162, 165,167,170,172,173,176,177,179, 180,182-184)	
	72 (6-11,19,20,23-30,180,181,206,217)	
	73 (119-129,145,149-154)	
	79 (35,51,52,195-203)	
	85 (2-5,85,86,93-95,98,99,102,107,292, 294,296,299,302,303,305,307, 309-313,315,319,322,326-328,330, 332,334,336,338,340,341,344,346, 348,352,356)	
	88 (4-6,9-11,14-17,24-27,77,86-88)	
	94 (91-98,102)	
	99 (70,71,86-90,92,106,107,171-174)	
	100 (97)	
	106 (476,477)	
	107 (253-256,318,319,321,322,347-349, 447-449)	
	108 (12-20,39,104)	
	111 (167,168)	
	119 (48,57,59,61-67)	
	121 (29-32)	
	122 (5,6,75-77,92-98)	
	123 (8,9,11,14,16,20,25-40,43,44,46,48, 50,51,54,61-65)	
	124 (19,22-28,32-34,37,38,40,41,45-47, 58-60,62-66,70)	
	128 (7,8)	
	132 (6-8,10,11)	
	135 (19,22,23,27,145-162,171,172, 179-182)	
	136 (6,23,48,51,52,60,61)	
	137 (4-9,14,19-27,29,30,33,35,37,39)	
	147 (46,47,84,85,89-91)	
	148 (9-15,19,20)	
	152 (2,3)	
	153 (7-11,13-16)	
	154 (1,4,5)	

	155 (2,3,7-19,28,31-36,38-41,93-99,101) 156 (14,15,18,19) 158 (3-7,153) 185 (21) 188 (19-29) 189 (33,47,48) 192 (12) 193 (5,6,10,20-28,43,45) 194 (168,183,184)	
--	---	--

施業の方法		森 林 の 区 域	面積(ha)
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【別表3】

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	面 積
該当なし		

【別表4】保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地 区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
西会津町	123林班(18,19,22,63) 124林班(23,25,27,32,34,40,46,58~60, 65,66) 129林班(12) 170林班(2~4,6,11,17,19,26) 197林班(1,14,17) 199林班(4) 200林班(2) 201林班(1)	27林班(17,92) 49林班(4,5,6,7,8,19,20,21,22,25,26, 30,117,118,119,120,123,126) 57林班(22,63,66,87) 60林班(134,140) 78林班(29) 103林班(191) 121林班(3,6,10,39) 122林班(10,44) 123林班(23) 124林班(2,29-1,-3,-4,57) 126林班(33) 135林班(151,154,155,156) 136林班(13,122) 150林班(88,175,178~180,183,187) 163林班(12,37)	